

日本大学短期大学部学則

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本短期大学部は、日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実践的な専門教育を施し、善良な社会人を育成することを、目的及び使命とする。

第2節 組織

第2条 本短期大学部は、次の学科をもって組織する。

学 科 名
ビジネス教養学科 食物栄養学科 建築・生活デザイン学科 ものづくり・サイエンス総合学科 生命・物質化学科

2 本短期大学部専攻科は、次のとおりである。

専 攻 名
食物栄養専攻

3 第1項に定める学科及び第2項に定める専攻科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表1に定める。

第3節 教職員及び教授会

第3条 本短期大学部の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第4条 本短期大学部に教授会を置き、各学科所在地の地域性を考慮して、次の区分により構成するものとする。

- ① 三 島 ビジネス教養学科，食物栄養学科
- ② 船 橋 建築・生活デザイン学科，ものづくり・サイエンス総合学科，生命

・物質化学科

2 教授会は、構成区分ごとの専任教授全員、3名以内の専任准教授代表並びに事務局長をもって組織する。

3 短期大学部次長及び学科長は、所属学部にかかわらず当該区分の専任教授とみなす。

4 3名以内の専任准教授代表は、構成区分ごとに選出するものとする。

5 事務局長は、当該区分を担当する当該関連学部事務局長をもって充てる。

第5条 教授会は、当該区分担当の短期大学部次長が招集し、その議長となる。

第6条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第7条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第8条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第9条 教授会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含まないものではない。

第4節 学生定員

第10条 本短期大学部学生の定員は、次のとおりである。

学	科	毎年入学定員	収容定員
ビ	ジ		
ネ	ス	100	200
ス	教		
ス	養		
学	学		
科	科		
食	物	100	200
栄	養		
学	科		

建築・生活デザイン学科	110	220
ものづくり・サイエンス総合学科	70	140
生命・物質化学科	0	0
計	380	760

2 本短期大学部専攻科の学生定員は、次のとおりである。

専攻	毎年入学定員	収容定員
食物栄養専攻	20	40

第5節 学年・学期及び休業日

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第12条の2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 日本大学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・休学・復学・留学・退学及び除籍

第14条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第15条 本短期大学部に、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本短期大学部の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

む）

- ③ 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑧ その他本短期大学部において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものの

第16条 入学を志願する者は、各学科所定の手続によって願い出るものとする。

第17条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第18条 修業年限とは、本短期大学部の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本短期大学部において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低2年とし、在学年限は、4年とする。

4 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第19条 （削除）

第20条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただ

し、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。
- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。
- 7 休学期間は、在学年数に算入する。

第21条（削除）

第22条 留学とは、本短期大学部が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

- 2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第23条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

- ① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。
 - ② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの
 - ③ 第25条に基づく除籍によるもの
 - ④ 第50条及び第51条に基づく懲戒によるもの
- 2 第32条に基づく年度のG P Aが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第24条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学科に再び入学することをいう。

- 2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学科に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

- 3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

- ① 本短期大学部に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学科が定める単位数を修得している者

- ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者
 - ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。
- 5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。
- 6 再入学を願った者については、学科の所定の手続によって願ひ出るものとする。
- 7 再入学の選考に合格した者は、学科の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第18条第3項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

第25条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

第26条 （削除）

第27条 （削除）

第7節 履修規定、卒業及び短期大学士の学位

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする

る。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第29条 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第30条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

- ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
- ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
- ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。
- ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学科において必要と認めたときに限り、これを行う。

第31条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことができる。

第32条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定

の単位数が与えられる。

- 2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。
- 3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。GPAは、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続を取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。
- 6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第33条 各学科を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 4 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 5 学生が本短期大学部に入学する前に短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 学生が本短期大学部に入学する前に行った第4項に規定する学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 7 第2項及び第5項により修得したものとみなす単位並びに第4項及び第6項により与えることのできる単位は、合わせて30単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合において、第3項により当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第33条の2 第29条に規定する授業によって修得した単位は、30単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第34条 第18条に定める修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に短期大学士の学位を授与する。

第34条の2 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 科 名	専攻分野の名称
ビ ジ ネ ス 教 養 学 科	商 経 学
食 物 栄 養 学 科	栄 養 学
建 築 ・ 生 活 デ ザ イ ン 学 科	工 学
も の づ くり ・ サ イ エ ンス 総 合 学 科	工 学 又 は 理 学
生 命 ・ 物 質 化 学 科	工 学

第34条の3 栄養士については別に定めるところによる。

第8節 学費及び貸給費

第35条 授業料その他所定の学費は、別表2に定めるところにより納付するものとする。

- 2 再入学の学費の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについて

は、別に定める。

第36条 授業料を分納しようとする者は、事由を具して保証人連署で願い出るものとする。

第37条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第38条 既納の学費は、返還しない。

第38条の2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第39条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

第9節 委託生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び外国人留学生

第40条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて、入学を願い出た者に対しては、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第41条 委託生の入学資格については、第15条の規定を準用する。

第42条 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願い出によって単位取得証明書を与える。

第43条 委託生として2年以上在学し、所属学科における所定の単位を取得した者には卒業証書を授与する。

第44条 委託生の授業料その他本短期大学部に納付するために必要な費用は、委託者が納付するものとする。

第45条 各学科において、1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の出願手続等は、別に定める。

第46条 各学科において、1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講を希望する者が出願手続等は、別に定める。

第46条の2 国内又は国外の他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学の学生が本短期大学部の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として

入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等は、別に定める。

第47条 外国人留学生の入学及び再入学については、第6節の規定を準用する。ただし、特別に選考を行い入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、学修の必要に応じて第2章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下日本語科目等という）を開設することができる。

3 前項に定める日本語科目等の授業科目については、当該教授会がこれを審議する。

4 帰国生についても第1項及び第2項の規定を準用することができる。

第48条 委託生及び外国人留学生に関して、本節各条に規定しない事項については、本短期大学部学生に関する規定を準用する。

第10節 賞罰

第49条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第50条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことができる。

第51条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

第11節 寄宿舎

第52条 寄宿舎に関する規定は、別に定める。

第2章 教育課程及び履修方法

第1節 ビジネス教養学科

第53条 ビジネス教養学科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。履修方法に指定された46単位に加えて、さらに総合教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目（許可を得て履修した他学科設置の専門教育科目を含む）から任意に16単位以上を選択履修し、合計62単位以上を修得しなければならない。

1 総合教育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
哲 学	2		2	10単位以上を修得しなければならない。	
日 本 近 現 代 史	2		2		
世 界 近 現 代 史	2		2		
文 学	2		2		
文 章 表 現	2		2		
法 学	2		2		
日 本 国 憲 法	2		2		
社 会 学	2		2		
心 理 学	2		2		
経 済 学	2		2		
数 理 の 世 界	2		2		
生 命 の 科 学	2		2		
調 査 統 計 論	2		2		

2 外国語科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
英 語 I	2	2			
英 語 II	2	2			
英 語 III	2		2		
英 語 IV	2		2		

日本大学短期大学部学則（第2章 教育課程及び履修方法）

海外語学実習	2		2		
--------	---	--	---	--	--

3 保健体育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
スポーツ科学と健康	2	2			
スポーツ総合	1		1		

4 専門教育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
経済学原論	4	4		必修科目を含めて、30単位以上を修得しなければならない。	
経済史	2		2		
財政学	2		2		
国際関係論	2		2		
商学総論	2		2		
マーケティング論	2		2		
消費者行動論	2		2		
流通システム論	2		2		
マスメディア論	2		2		
金融ビジネス論	2		2		
税法	2		2		
経営学総論	4		4		
国際経営論	2		2		
経営史	2		2		
地域産業論	2		2		
ビジネス法務基礎	2		2		
簿記論	4		4		
経営法規	2		2		
会計学	2		2		
原価計算論	2		2		
情報処理実習Ⅰ	1	1			
情報処理実習Ⅱ	1	1			
情報処理概論	2		2		
ビジネス文書Ⅰ	1		1		

ビジネス文書Ⅱ	1		1	
インターンシップ	2		2	
キャリアデザイン	2	2		
ビジネスマナー	2		2	
コミュニケーションとプレゼンテーション	2		2	
ビジネス英語Ⅰ	1		1	
ビジネス英語Ⅱ	1		1	
ホスピタリティ産業論	2		2	
観光ビジネス論	2		2	
観光法規	2		2	
国内観光地理	2		2	
海外観光地理	2		2	
国内観光実務	2		2	
海外観光実務	2		2	
国際関係論入門	2		2	
国際文化論入門	2		2	
ジェンダー論	2		2	
現代社会論	2		2	
スタディ・スキルズ	1	1		
基礎ゼミナール	2	2		
特殊講義Ⅰ	2		2	
特殊講義Ⅱ	2		2	

第2節 食物栄養学科

第54条 食物栄養学科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。履修方法に指定された57単位に加えて、さらに総合教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目（許可を得て履修した他学科設置の専門教育科目を含む）から任意に5単位以上を選択履修し、合計62単位以上を修得しなければならない。

1 総合教育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
哲学	2		2	必修科目を含めて、10単位以上を修得しなければならない。	
歴史学Ⅰ	2		2		

日本大学短期大学部学則（第2章 教育課程及び履修方法）

歴史学 II	2		2		
文学	2		2		
文章表現	2		2		
法学	2		2		
日本国憲法	2		2		
社会学	2		2		
心理学	2		2		
経済と流通	2		2		
数学 I	2		2		
数学 II	2		2		
生物学	2	2			
化学	2	2			
統計学 I	2		2		
統計学 II	2		2		

2 外国語科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
英語 I	1		1	4単位以上を修得しなければならない。	
英語 II	1		1		
英語 III	1		1		
英語 IV	1		1		
英語 V	1		1		
英語 VI	1		1		
英語 VII	1		1		
英語 VIII	1		1		
フランス語 I	1		1		
フランス語 II	1		1		
フランス語 III	1		1		
フランス語 IV	1		1		
中国語 I	1		1		
中国語 II	1		1		
中国語 III	1		1		
中国語 IV	1		1		
海外語学実習	2		2		

3 保健体育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	履 修 方 法	備 考
スポーツ科学と健康	2	2			
ス ポ ー ツ I	1	1			
ス ポ ー ツ II	1		1		

4 専門教育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	履 修 方 法	備 考
公 衆 衛 生 学	2	2			
社 会 福 祉 概 論	2		2		
解 剖 生 理 学	2	2			
解 剖 生 理 学 実 験	1		1		
栄 養 生 化 学	2		2		
栄 養 生 化 学 実 験	1		1		
病 理 学 概 論	2		2		
疾 病 学 概 論	2		2		
基 礎 食 品 学	2	2			
応 用 食 品 学	2		2		
食 品 学 実 験	1		1		
食 品 衛 生 学	2		2		
食 品 衛 生 学 実 験	1		1		
基 礎 栄 養 学	2	2			
応 用 栄 養 学	2		2		
栄 養 学 実 習	1		1		
臨 床 栄 養 学	2		2		
臨 床 栄 養 学 実 習 (校 内)	1		1		
臨 床 栄 養 学 実 習 (校 外)	1		1		
健 康 管 理 概 論	2		2		
栄 養 教 育 論	2	2			
栄 養 教 育 実 習	1		1		
実 践 栄 養 教 育 論	2		2		
実 践 栄 養 教 育 実 習	1		1		

必修科目を含めて、合計40単位以上を修得しなければならない。
ただし、そのうち4単位以上は、食品分析論、バイオテクノロジー論、フードコーディネート論、フードスペシャリスト論、特殊講義から選択履修しなければならない。

公衆栄養学	2		2		
調理学	2	2			
調理学基礎実習	1		1		
調理学応用実習	1		1		
調理科学実験	1		1		
食事計画演習	1		1		
給食経営管理論	2		2		
給食経営管理実習(校内)	1		1		
給食経営管理実習(校外)	1		1		
食品分析論	2		2		
バイオテクノロジー論	2		2		
フードコーディネータ論	2		2		
フードスペシャリスト論	2		2		
特殊講義	2		2		
情報処理実習Ⅰ	1		1		
情報処理実習Ⅱ	1		1		
栄養情報処理演習	1		1		
卒業研究	2		2		

第55条 栄養士養成施設として、指定されている食物栄養学科における履修方法は、別に定めるところによる。

第3節 建築・生活デザイン学科

第56条 建築・生活デザイン学科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。卒業に必要な単位数は、科目区分ごとに履修方法で定めた単位数（補充教育科目を除く）を含め、総計62単位以上を修得しなければならない。

1 全学共通教育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
自主創造の基礎1	2	2		必修単位数6単位を修得しなければならない。	
自主創造の基礎2	2	2			
日本を考える	2	2			

2 総合教育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
<教養教育部門>					
思 想 史	2		2	8単位を修得しなければならない。 日本語表現法Ⅰ 日本語表現法Ⅱ のうちから1単位以上を 修得しなければならない。 基礎英語A 基礎英語B 中級英語A 中級英語B 実用英語Ⅰ 実用英語Ⅱ 中国語入門Ⅰ 中国語入門Ⅱ のうちから2単位以上を 修得しなければならない。	
歴 史 学	2		2		
こ と ば と 文 化	2		2		
市 民 生 活 と 法	2		2		
日 本 国 憲 法	2		2		
経 済 学 入 門	2		2		
宇 宙 の 科 学	2		2		
ス ポ ー ツ 健 康 科 学	2		2		
ス ポ ー ツ Ⅰ	1		1		
ス ポ ー ツ Ⅱ	1		1		
<言語教育部門>					
日 本 語 表 現 法 Ⅰ	1		1		
日 本 語 表 現 法 Ⅱ	1		1		
基 礎 英 語 A	1		1		
基 礎 英 語 B	1		1		
中 級 英 語 A	1		1		
中 級 英 語 B	1		1		
実 用 英 語 Ⅰ	1		1		
実 用 英 語 Ⅱ	1		1		
中 国 語 入 門 Ⅰ	1		1		
中 国 語 入 門 Ⅱ	1		1		

3 専門教育科目

分野別専門教育部門を置き、その下にデザイン系及びエンジニアリング系の各専門分野を配置し、卒業判定時において修得単位数が最大である専門分野をもって主専攻分野とする。ただし、修得単位数が最大である専門分野が複数ある場合は、申請された専門分野をもって主専攻分野とする。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
入 門 ゼ ミ ナ ー ル	1	1		必修単位数9単位を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。ただし、許可を得てものづくり・サイエンス総合	
基 礎 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
総 合 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			

卒業研究	2	2		学科において履修した専門教育科目について修得した単位は、6単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。
<共通基礎教育部門>				
情報リテラシ	1		1	
微分積分Ⅰ	2		2	
微分積分Ⅱ	2		2	
行列と行列式	2		2	
線形代数	2		2	
数学演習Ⅰ	1		1	
数学演習Ⅱ	1		1	
微分方程式Ⅰ	2		2	
微分方程式Ⅱ	2		2	
数理統計Ⅰ	2		2	
数理統計Ⅱ	2		2	
物理Ⅰ	2		2	
物理Ⅱ	2		2	
物理演習	1		1	
物理実験Ⅰ	1		1	
物理実験Ⅱ	1		1	
化学の基礎	2		2	
<共通専門教育部門>				
建築・生活デザインの基礎	2	2		A デザイン系分野、B エンジニアリング系分野のいずれか1分野のうちから10単位以上を修得し、共通専門教育部門（必修科目を除く）の修得単位を含め、14単位以上を修得しなければならない。
建築デザインスタジオⅠ	2	2		
建築計画の基礎	2		2	
建築構法の基礎	2		2	
建築環境の基礎	2		2	
建築総合プロジェクト	2		2	
<分野別専門教育部門>				
A デザイン系分野				
欧米の建築史	2		2	
現代建築論	2		2	
日本・アジアの建築史	2		2	
建築計画Ⅰ	2		2	
建築計画Ⅱ	2		2	

ランドスケープデザイン	2	2	
建築法規	2	2	
都市デザイン	2	2	
建築デザインスタジオⅡ	2	2	
建築デザインスタジオⅢ	2	2	
建築ユニバーサルデザイン	2	2	
インテリアデザインの基礎	2	2	
インテリア計画	2	2	
造形デザイン演習	1	1	
メディアデザイン演習	1	1	
C A D 演習	1	1	
B エンジニアリング系分野			
建築力学Ⅰ	2	2	
建築力学Ⅱ	2	2	
建築力学演習Ⅰ	1	1	
建築力学演習Ⅱ	1	1	
建築材料力学Ⅰ	2	2	
建築材料力学Ⅱ	2	2	
地盤工学	2	2	
データ解析	2	2	
情報処理	1	1	
建築情報処理	1	1	
建築材料Ⅰ	2	2	
建築材料Ⅱ	2	2	
建築基礎実験	1	1	
建築実験Ⅰ	1	1	
建築実験Ⅱ	1	1	
建築各種構法	2	2	
建築施工法&リノベーション	2	2	
建築気候	2	2	
環境工学演習Ⅰ	1	1	
環境工学演習Ⅱ	1	1	

建築音環境	2		2		
建築設備	2		2		
水理学Ⅰ	2		2		
水理学Ⅱ	2		2		
水理学演習Ⅰ	1		1		
水理学演習Ⅱ	1		1		
地盤力学Ⅰ	2		2		
地盤力学Ⅱ	2		2		
地盤力学演習Ⅰ	1		1		
地盤力学演習Ⅱ	1		1		
＜キャリア・職業教育部門＞					
建築キャリアデザイン	1		1		
技術者倫理	2		2		
ものづくりインターンシップ	1		1		

4 補充教育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
理数基礎演習A	1		1		
理数基礎演習B	1		1		
理数総合演習A	1		1		
理数総合演習B	1		1		

第4節 ものづくり・サイエンス総合学科

第57条 ものづくり・サイエンス総合学科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。卒業に必要な単位数は、科目区分ごとに履修方法で定めた単位数（補充教育科目を除く）を含め、総計62単位以上を修得しなければならない。

1 全学共通教育科目

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
自主創造の基礎1	2	2		必修単位数6単位を修得しなければならない。	
自主創造の基礎2	2	2			
日本を考える	2	2			

2 総合教育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
<教養教育部門>					
思 想 史	2		2		
歴 史 学	2		2		
こ と ば と 文 化	2		2		
市 民 生 活 と 法	2		2		
日 本 国 憲 法	2		2		
経 済 学 入 門	2		2		
宇 宙 の 科 学	2		2		
ス ポ ー ツ 健 康 科 学	2		2		
ス ポ ー ツ I	1		1		
ス ポ ー ツ II	1		1		
<言語教育部門>					
日 本 語 表 現 法 I	1		1		
日 本 語 表 現 法 II	1		1		
基 礎 英 語 A	1		1		
基 礎 英 語 B	1		1		
中 級 英 語 A	1		1		
中 級 英 語 B	1		1		
実 用 英 語 I	1		1		
実 用 英 語 II	1		1		
中 国 語 入 門 I	1		1		
中 国 語 入 門 II	1		1		

3 専門教育科目

- ① 分野別専門教育部門（機械工学分野，電気電子工学分野，情報科学分野，応用化学分野，物理学分野，数学分野，総合科学分野）のうちから，卒業判定時において修得単位数が最大である専門分野をもって主専攻分野とする。ただし，修得単位数が最大である専門分野が複数ある場合は，申請された専門分野をもって主専攻分野とする。
- ② 第34条の2に定める学位に付記する専攻分野の名称は，機械工学分野，電気電子工学分野，情報科学分野及び応用化学分野は工学とし，物理学分野，数学分野及び総合科学分野は理学とする。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
入 門 ゼ ミ ナ ー ル	1	1		必修単位数6単位を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。ただし、許可を得て建築・生活デザイン学科において履修した専門教育科目について修得した単位は、6単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。 分野別専門教育部門（A 機械工学分野、B 電気電子工学分野、C 情報科学分野、D 応用化学分野、E 物理学分野、F 数学分野、G 総合科学分野）のいずれか1分野のうちから16単位以上を修得しなければならない。ただし、E分野の応用物理学実験Ⅰ、応用物理学実験Ⅱの修得単位については、B分野及びC分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。 E分野の電磁気学Ⅰ、電磁気学Ⅱ、電磁気学演習Ⅰ、電磁気学演習Ⅱの修得単位については、B分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。	
基 礎 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
発 展 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
総 合 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
卒 業 研 究	2	2			
<分野別専門教育部門>					
A 機械工学分野					
材 料 力 学 Ⅰ	2		2		
材 料 力 学 Ⅱ	2		2		
材 料 力 学 演 習	1		1		
流 体 力 学 Ⅰ	2		2		
流 体 力 学 Ⅱ	2		2		
流 体 力 学 演 習	1		1		
機 械 要 素 Ⅰ	2		2		
機 械 要 素 Ⅱ	2		2		
機 械 工 作 法 Ⅰ	2		2		
機 械 工 作 法 Ⅱ	2		2		
機 械 材 料	2		2		
機 械 製 図 の 基 礎	1		1		
基礎機械設計製図Ⅰ	2		2		
基礎機械設計製図Ⅱ	1		1		
機 械 設 計 製 図 Ⅰ	2		2		
機 械 設 計 製 図 Ⅱ	2		2		
機 械 工 作 実 習 Ⅰ	2		2		
機 械 工 作 実 習 Ⅱ	2		2		
機 械 工 学 実 験	2		2		
B 電気電子工学分野					
基 礎 電 気 回 路	2		2		
電 気 回 路	2		2		
回 路 網 の 解 析	2		2		
回 路 の 応 答	2		2		

基礎電子回路	2	2		
デジタル回路	2	2		
電気計測Ⅰ	2	2		
電気計測Ⅱ	2	2		
電気機器	2	2		
基礎電子物性	2	2		
電子物性工学	2	2		
基礎電気電子実験	2	2		
C 情報科学分野				
情報数理入門	2	2		
論理回路	2	2		
コンピュータハードウェア基礎	2	2		
コンピュータシステム序論	2	2		
プログラミング基礎	2	2		
プログラミングⅠ	2	2		
プログラミングⅡ	2	2		
Javaプログラミング	2	2		
数値解析	2	2		
数値シミュレーション	2	2		
コンピュータグラフィックス	2	2		
情報ネットワーク基礎	2	2		
情報セキュリティ基礎	2	2		
情報基礎実験	2	2		
D 応用化学分野				
有機化学Ⅰ	2	2		
有機化学Ⅱ	2	2		
有機化学Ⅲ	2	2		
高分子科学	2	2		
無機化学Ⅰ	2	2		
無機化学Ⅱ	2	2		
無機化学Ⅲ	2	2		
分析化学Ⅰ	2	2		
分析化学Ⅱ	2	2		

物理化学 I	2	2	
物理化学 II	2	2	
基礎化学工学	2	2	
生命科学 I	2	2	
生命科学 II	2	2	
生命科学 III	2	2	
生命有機化学	2	2	
バイオマテリアル	2	2	
分子生物学	2	2	
分析化学・無機化学実験	3	3	
物理化学・化学工学実験	3	3	
高分子・有機化学実験	3	3	
生物化学実験	3	3	
E 物理学分野			
物理数学	2	2	
物理数学演習	1	1	
力学 I	2	2	
力学 II	2	2	
力学演習 I	1	1	
力学演習 II	1	1	
電磁気学 I	2	2	
電磁気学 II	2	2	
電磁気学演習 I	1	1	
電磁気学演習 II	1	1	
量子力学 I	2	2	
量子力学 II	2	2	
量子力学演習	1	1	
熱力学	2	2	
相対論	2	2	
応用物理学実験 I	2	2	
応用物理学実験 II	2	2	
物理学特別講義	2	2	
F 数学分野			

数 学 通 論 I	2	2	
数 学 通 論 II	2	2	
数 学 通 論 III	2	2	
数 学 通 論 IV	2	2	
解 析 学 基 礎 論	2	2	
微 分 積 分 学 I	4	4	
微 分 積 分 学 II	4	4	
代 数 学 幾 何 学 I	4	4	
代 数 学 幾 何 学 II	4	4	
代 数 学 幾 何 学 III	4	4	
代 数 学 I	2	2	
代 数 学 II	2	2	
G 総合科学分野			
情 報 リ テ ラ シ	1	1	
情 報 活 用 演 習 I	1	1	
情 報 活 用 演 習 II	1	1	
数 理 統 計 I	2	2	
数 理 統 計 II	2	2	
多 変 量 解 析	2	2	
微 分 積 分 I	2	2	
微 分 積 分 II	2	2	
行 列 と 行 列 式	2	2	
線 形 代 数	2	2	
数 学 演 習 I	1	1	
数 学 演 習 II	1	1	
ベ ク ト ル 解 析	2	2	
ベ ク ト ル 解 析 演 習	1	1	
微 分 方 程 式 I	2	2	
微 分 方 程 式 II	2	2	
複 素 関 数 論	2	2	
物 理 I	2	2	
物 理 II	2	2	
物 理 演 習	1	1	

物理実験Ⅰ	1		1		
物理実験Ⅱ	1		1		
化学Ⅰ	2		2		
化学Ⅱ	2		2		
化学Ⅲ	2		2		
生命科学概論	2		2		
化学実験Ⅰ	2		2		
化学実験Ⅱ	2		2		
＜キャリア・職業教育部門＞					
キャリアデザイン	2		2		
技術者倫理	2		2		
危険物管理入門	2		2		
工学スキル演習A	1		1		
工学スキル演習B	1		1		

4 補充教育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
理数基礎演習A	1		1		
理数基礎演習B	1		1		
理数総合演習A	1		1		
理数総合演習B	1		1		
基礎工学演習A	1		1		
基礎工学演習B	1		1		
基礎工学演習C	1		1		
基礎工学演習D	1		1		

第5節 生命・物質化学科

第58条 生命・物質化学科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。

2 総合教育科目及び専門教育科目の各科目区分ごとに履修方法で定めた合計44単位に加えて、これらの科目区分から任意に18単位以上を選択履修し、総計62単位以上を修得しなければならない。

1 総合教育科目

履修方法に基づき、12単位以上を習得しなければならない。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
短大入門講座	2	2			
<教養教育部門>					
名著講読	2		2		
思想史	2		2		
市民生活と法	2		2		
日本国憲法	2		2		
日本近現代史と国際社会	2		2		
経済学入門	2		2		
生命の科学	2		2		
宇宙の科学	2		2		
スポーツ健康科学	2		2		
スポーツ I	1		1		
スポーツ II	1		1		
<言語教育部門>					
日本語表現法 I	1		1	1 単位以上を修得しなければならない。	
日本語表現法 II	1		1		
基礎英語 A	1		1	2 単位以上を修得しなければならない。	
基礎英語 B	1		1		
中級英語 A	1		1		
中級英語 B	1		1		
実用英語 I	1		1		
実用英語 II	1		1		
英語コミュニケーション I	1		1		
英語コミュニケーション II	1		1		
中国語入門 I	1		1		
中国語入門 II	1		1		
中国語 I	1		1		
中国語 II	1		1		

2 専門教育科目

- ① 履修方法に基づき、32単位以上を修得しなければならない。ただし、許可を受けて他の学科において履修した専門教育科目について修得した単位

は、6単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。

- ② 分野別専門教育部門を置き、その下にマテリアル科学及びバイオ・環境科学の各専門分野を配置し、卒業判定時において修得単位数が最大である専門分野をもって主専攻分野とする。ただし、両専門分野の修得単位数が同一である場合は、申請された専門分野をもって主専攻分野とする。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
入 門 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
基 礎 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
発 展 ゼ ミ ナ ー ル	1	1			
卒 業 研 究	2	2			
<共通基礎教育部門>					
情 報 リ テ ラ シ	1		1		
微 分 積 分 I	2		2		
微 分 積 分 II	2		2		
行 列 と 行 列 式	2		2		
線 形 代 数	2		2		
数 学 演 習 I	1		1		
数 学 演 習 II	1		1		
微 分 方 程 式	2		2		
数 理 統 計	2		2		
物 理 I	2		2		
物 理 II	2		2		
物 理 演 習	1		1		
物 理 実 験 I	1		1		
物 理 実 験 II	1		1		
<共通専門教育部門>					
基 礎 化 学 実 験	2	2			
分析化学・無機化学実験	2	2			
物理化学・化学工学実験	2	2			
高分子科学・有機化学実験	2	2			
生 物 化 学 実 験	2	2			

<分野別専門教育部門>					
A マテリアル科学分野					
有機化学概論	2		2	A・Bのいずれか1分野のうちから10単位以上を修得しなければならない。	
物理化学概論	2		2		
有機化学Ⅰ	2		2		
有機化学Ⅱ	2		2		
有機化学Ⅲ	2		2		
高分子科学	2		2		
高分子合成化学	2		2		
有機合成化学	2		2		
無機化学Ⅰ	2		2		
無機化学Ⅱ	2		2		
無機化学Ⅲ	2		2		
物理化学Ⅰ	2		2		
物理化学Ⅱ	2		2		
化学熱力学	2		2		
ベーシック化学工学Ⅰ	2		2		
ベーシック化学工学Ⅱ	2		2		
材料化学	2		2		
B バイオ・環境科学分野					
定性分析実験	2		2		
生命科学概論	2		2		
分析・無機化学概論	2		2		
生化学	2		2		
生命科学	2		2		
分子生物学	2		2		
食品科学	2		2		
バイオマテリアル	2		2		
微生物学	2		2		
分析化学Ⅰ	2		2		
分析化学Ⅱ	2		2		
機器分析	2		2		
地球環境とエネルギー	2		2		

環境化学	2		2		
環境生命化学	2		2		
生命有機化学	2		2		
グリーンケミストリー	2		2		
<キャリア・職業教育部門>					
キャリアデザイン	2		2		
技術者倫理	2		2		
危険物管理入門	2		2		

3 補充教育科目

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
理数基礎演習A	1		1		
理数基礎演習B	1		1		
理数基礎演習C	1		1		
理数総合演習A	1		1		
理数総合演習B	1		1		
理数総合演習C	1		1		
総合演習	1		1		

第59条（削除）

第60条（削除）

第3章 専攻科

第1節 総則

第61条 本短期大学部に、専攻科を置く。

2 専攻科は、短期大学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、更に精深な学術の理論及び応用を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第62条 専攻科の修業年限は、2年とする。2年を超えて在学しようとする者は、関係学科長の許可を得なければならない。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第63条 専攻科に2年以上在学して、所定の課程を修了したと認められる者には、修了証書を授与する。

第64条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構

第65条 専攻科学生の研究指導は、本短期大学部の教員がこれに当たる。

第66条 専攻科の学事は、教授会において、これを管理する。

第67条 専攻科の学務は、学長が総轄し、関係学科長がこれを掌管する。

第3節 入学及び入学資格

第68条 専攻科に入学できる者は、次の資格を有し、本短期大学部の検定に合格した者とする。

- ① 短期大学を卒業した者
- ② 大学に編入することができる基準を満たす高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等科を含む）の専攻科の課程を修了した者
- ③ 大学に編入することができる基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- ④ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該

外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- ⑦ 本専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第69条 （削除）

第4節 教育課程及び履修方法

第70条 食物栄養専攻における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
A群 講義科目				専門科目A群、B群から必修科目を含めて62単位以上を修得しなければならない。	
栄 養 学 特 論	4	4			
ライフステージ栄養学特論	2		2		
解剖生理学特論	4	4			
生 化 学 特 論	2		2		
病 理 学 特 論	2		2		
疾 病 学 特 論	2		2		
臨床栄養学特論	4	4			
実践臨床栄養学特論	2		2		
食 品 学 特 論	4	4			
食 品 機 能 特 論	2		2		
調 理 科 学 特 論	4	4			
バイオテクノロジー特論	2		2		
公衆栄養学特論	2		2		
公衆衛生学特論	2	2			
食品衛生学特論	2		2		
栄養教育特論	2	2			
栄養カウンセリング特論	2		2		
給食経営管理特論	2		2		
健康科学特論	2	2			
食 文 化 特 論	2		2		
社 会 福 祉 特 論	2		2		
食 品 産 業 特 論	2		2		

統計解析特論	2		2	
B群 演習実験実習科目				
解剖生理学特別実験	1	1		
臨床栄養学特別実習Ⅰ (校内実習)	1	1		
臨床栄養学特別実習Ⅱ (校外実習)	2	2		
調理学特別実習	1	1		
栄養教育特別実習Ⅰ (校内実習)	1	1		
栄養教育特別実習Ⅱ (校外実習)	1		1	
栄養情報処理特別演習	1	1		
情報処理特別演習	1		1	
外国文献講読	1	1		
特別研究	4	4		
特殊講義(専攻科)	2	2		特殊講義(専攻科)は2年次に履修し、学修レポートを作成しなければならない。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年4月1日施行の学則については、第18条、第20条、第23条から第25条、第30条、第32条、第35条、第47条及び第51条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 第34条、第34条の2の短期大学士の学位に関する規定は平成17年10月1日から適用する。

別表1

教育研究上の目的（短期大学部）	
<p>(ビジネス教養学科)</p> <p>外国語の能力及び社会人としての基礎的な教養を幅広く学習するとともに、異文化理解やコミュニケーションスキルを身に付ける。経済学・商学・国際関係学を中心に、情報処理学・観光・会計実務・マナーなど、ビジネス環境において即戦力となる人材養成のための専門教育分野に加え、急激に変化する社会に対応し、将来へのキャリア・パスを自主創造し人間関係を築くことのできる教養を持った人材を養成する。</p>	
<p>(食物栄養学科)</p> <p>活力のある社会を実現する上で欠かせない健全な食生活による健康の維持・増進を担える人材を養成するため、幅広い教養を身に付けるとともに、栄養と健康に関する専門知識と技術を習得する。さらに地域社会に密着した食と健康の問題に栄養士及び管理栄養士として取り組み、将来、人々の豊かな食生活と健康の実現に貢献できる教育を行う。</p>	
<p>(建築・生活デザイン学科)</p> <p>都市から建築・インテリアまで、日常生活の舞台となる地球・地域環境や生活環境について、工学的観点・デザインの側面・社会的視点など幅広い見地から関心を育み、建築・生活デザインに関する知識及び技術を授け、問題意識を培うことにより、快適で安全な建築・住空間と都市の創造に取り組む設計者・技術者など、持続的発展可能な社会の構築に対し、自ら学び、考え、創造する姿勢・習慣を備えた人材を養成する。</p>	
<p>(ものづくり・サイエンス総合学科)</p> <p>知識基盤社会における多様な学習機会並びに基礎づくりの場を提供するとともに、高等教育のファーストステージとしての役割・機能を積極的に果たし、社会の一員としての自律性、倫理性、公共性を育み、知的活動及び社会生活に必要な基礎的・汎用的能力を培い、幅広い教養と機械工学分野、電気電子工学分野、情報科学分野、応用化学分野、物理学分野、数学分野及び総合科学分野のうち一分野に関する専門的知識・技能を有し、技術革新により産業構造が急速に変化する中、社会の様々な分野において活躍し得る、自ら学び、考え、物事に取り組む姿勢、習慣を備えた積極的な人材を養成する。</p>	
<p>(生命・物質化学科)</p> <p>生命を構成している物質や生命活動にかかわる反応を理解するための基本的な知識とともに、無機・有機物質や化学プロセスに関する実践的で有用な知識を身に付けるための学習機会を提供し、バイオテクノロジー及び</p>	

新素材の開発や自然と共生可能な持続的社會を構築するための地球環境保全など、健康で豊かな生活を実現するための社會からの要請に対して、化学技術者として積極的に応えられる人材を養成する。

（食物栄養専攻）

栄養士養成課程で修得した知識と技術を基とし、自主性、自律性を重んじ、より高度な専門知識に加えて実践的な技能と応用力を修得することを目的とする。

また、深く真理を探究して新たな栄養学の知見を創造し、その成果を広く社會に還元することにより、社會の発展に寄与・貢献できる人材を養成する。

別表2の1

学 科		項 目	◎入学金	授 業 料	実験実習料	施 設 設 備 資 金
短	ビジネス教養学科		260,000	650,000◎		1・2年次 各150,000◎
	食物栄養学科		260,000	700,000◎	150,000◎	1・2年次 各150,000◎
大	建築・生活デザイン学科		260,000	920,000◎	100,000◎	1・2年次 各220,000◎
	ものづくり・サイエンス総合科		260,000	920,000◎	100,000◎	1・2年次 各220,000◎
	生命・物質化学科		260,000	920,000◎	100,000◎	1・2年次 各220,000◎

- (備考)
- 1 金額の単位は円
 - 2 金額はすべて年額。ただし、◎印は入学初年度のみ納入
 - 3 ○印の中の数字は分納回数
 - 4 この表は、平成29年4月の入学者から適用する。

別表2の2

専攻		項目			
		◎入学金	授業料	実験実習料	施設設備資金
専攻科	食物栄養専攻	260,000	700,000②	150,000②	1・2年次各 150,000②

- （備考）
- 1 金額の単位は円
 - 2 金額はすべて年額。ただし、◎印は入学初年度のみ納入
 - 3 ○印の中の数字は分納回数
 - 4 この表は、平成27年4月の入学者から適用する。

別表3

証明手数料

種 類	摘 要	金額 (円)	備 考
在 学 証 明 書	1通につき	100	
成 績 証 明 書	〃	200	
卒 業 証 明 書	〃	200	
卒 業 見 込 証 明 書	〃	100	
身 上 証 明 書	〃	100	
人 物 調 査 書	〃	100	
健 康 診 断 書	〃	100	
英文証明書 (オリジナル)	〃	600	
英文証明書 (コピー)	〃	200	